

船員行政手続のデジタル化に向けた 取組の状況

国土交通省海事局船員政策課
令和6年12月

船員行政のデジタル化に向けた取組みの基本的考え方

1

窓口出頭の 不要化

船員行政に係る
手続きに際して、
地方運輸局等へ
の出頭を要しな
い仕組みに転換。

2

船員以外の者による 手続の拡大

必ずしも船長・船員
が手続の主体で
ある必要のない
手続きについては、
船舶所有者を実施
主体とする方向で
全体として見直し
を実施。

3

行政手続全体の BPR(※)の実施

窓口での申請を
前提にした仕組み
となっているところ、
オンライン
申請を前提とした
仕組みに転換。

法的効果を失わないことを前提に、船員行政手続のデジタル化を実現

陸上から離れた特殊な環境下で長時間労働することとなる船員の保護を図るため、船舶所有者に対し、雇入契約の成立時の届出の際、以下の書類の提出・提示を求めている。

雇入契約の成立時の届出に係る提出書類

雇入届出書

第六号書式(第十九条、第二十条関係)(日本産業規格A列3番)

雇 入 (雇 止) 届 出 書									
届出年月日		年 月 日		船舶番号、船名及び 総トン数		第 号 (トン)			
届出者氏名		船舶の用途		航行区域 又は従業 制限及び 従業区域					
船舶所有者 の住所及び 氏名又は名 称		主機の種類		汽 内 燃					
		主機の出力		キロワット					
船員手帳番 号、氏名及 び年齢	区別	雇入年月 日及び雇 入港	雇止年月 日及び雇 止港	職務	給料及び 手当	その他の 労働条件	備 考		
第 号	雇入				給料 手当				
第 号	雇止				給料 手当				
第 号	雇入				給料 手当				
第 号	雇止				給料 手当				
第 号	雇入				給料 手当				
第 号	雇止				給料 手当				
第 号	雇入				給料 手当				
第 号	雇止				給料 手当				
第 号	雇入				給料 手当				
第 号	雇止				給料 手当				
第 号	雇入				給料 手当				
第 号	雇止				給料 手当				
計	雇入	件	雇止	件	合計	件			

海員名簿

(六)

届 出 年 月 日		平成〇〇年〇月〇日		船舶番号及び船名		第〇〇〇〇〇〇号 〇〇丸	
船 長 名		〇〇 〇〇		1日の最長航行時間		・8時間以下 ・8時間超～16時間以下 ・16時間超	
法第72条の2 の指定の有無		無		警 報 装 置 の有無		有	
船舶所有者、船舶管理人及び借入人の住所及び氏 名又は名称		高松市朝日新町〇〇〇 〇〇海運(株)					
乗 組 員 名 簿 (クルーリスト)							
船員手帳番号及び氏名	職務	受持っている資格証明書	番号				
〇〇第〇〇〇号 〇〇 〇〇	船長	一級海士(航海) 第一級海上特殊無補給士 甲板部甲種危険物取扱責任者(石油・液体化学薬品)	1				
〇〇第〇〇〇号 〇〇 〇〇	一等航海士	三級海士(航海) 第一級海上特殊無補給士 甲板部甲種危険物取扱責任者(石油・液体化学薬品)	1				
〇〇第〇〇〇号 〇〇 〇〇	二等航海士	四級海士(航海)(乙種二等航海士 旧就業範囲に限る) 特殊無補給士(国際無線電話)	2				
〇〇第〇〇〇号 〇〇 〇〇	三等航海士	五級海士(航海)	1				
〇〇第〇〇〇号 〇〇 〇〇	甲板長	第一級海上特殊無補給士 衛生管理責任者	1				
〇〇第〇〇〇号 〇〇 〇〇	甲板手	六級海士(航海) 甲板部甲種航海当直部員	1				
〇〇第〇〇〇号 〇〇 〇〇	甲板手	甲板部甲種航海当直部員	1				
〇〇第〇〇〇号 〇〇 〇〇	機関長	一級海士(機関) 機関部甲種危険物取扱責任者(石油・液体化学薬品、消防業務のみ)	1				
〇〇第〇〇〇号 〇〇 〇〇	一等機関士	三級海士(機関) 機関部甲種危険物取扱責任者(石油・液体化学薬品)	1				
〇〇第〇〇〇号 〇〇 〇〇	二等機関士	四級海士(機関)	1				
〇〇第〇〇〇号 〇〇 〇〇	司庫長	船舶料理士	3				
第 号							
上 記 乗 組 員 の 合 計 人 数			11 人				
船員を使用する者の住所及び氏名又は名称				分			
1	高松市朝日新町〇〇〇 〇〇海運(株)					在籍出向元	
2	高松市朝日新町〇〇〇 〇〇船舶(株)					在籍出向元	
3	高松市松島町〇〇〇〇 (株)〇〇汽船					派遣(許可第〇〇号)	
4							
5							
例) 総トン数: 1500トン 主機出力: 2400kW 航行区域: 近海区域 船舶用途: 液体化学薬品ばら積み船 兼油タンカー の場合				官庁受理印			

船員手帳



資格証明書

添付書類 : 雇入契約書、就業規則、船舶検査証書 等

これらの書類をすべて原本を地方運輸局等の窓口に出す・提示

申請準備段階

提出・提示書類の作成

雇入(雇止)届出書
(船舶所有者記入)船員手帳
(船長記入)海員名簿
(船長記入)資格証明書
(国交大臣交付)

添付書類の準備

雇入契約書

就業規則

船舶国籍証書

漁船登録票

船舶検査証書

申請・受理段階

○船員手帳(第六表:雇入関係)

(六) 雇入契約関係 The particulars for articles of agreement

船 名 Name of Ship	国土丸 Kokudo Maru	総トン数 Gross tonnage (国登録トン数: 100,420トン) (International Gross Tonnage: 100,420 Tons)	G/T
主機の種類 Type of main propulsion machinery	ディーゼル機関 Diesel Engine		
主機の出力 Power of main propulsion machinery	27,420 kW		
船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner	コクド Shipping S.A. 17 th Floor, Proconsa No.3 Building, 28 th and Manuel Maria Icaza Streets, City of Panama, (The Republic of Panama)	航行区域又は就業制限及び就業区域 Navigation area or fishing restriction and fishing area	遠洋区域(国際航海) Ocean Going Area (International voyage)
船長の氏名(印又は署名) Name of master (Seal or signature)		船舶の用途 Type of ship	コンテナ運搬船 Container Ship
雇入期間 Period of the articles of agreement	平成22年5月9日 から 平成22年11月8日 まで From May. 9, 2010 To Nov. 8, 2010	年齢18年に達する日 Date when the age will reach 18 years old	
雇入年月日及び雇入港 Date when and port where the articles of agreement was entered into	H22.5.9 May. 9, 2010	山口 Yamaguchi	
備 考 Remarks			

(官庁受理印)
(Official seal)
2号
官庁印

地方運輸局等へ出頭

確認後、受理印を
地方運輸局等において押印

船員手帳

船員法上、船員手帳に記載・証印等を行うこととされているものについてはデジタル行政推進法(※1)やe-文書法(※2)の規定を活用しても電子化を図ることが困難

船員手帳以外

従前、書面交付していたものについて、デジタル行政推進法(※1)やe-文書法(※2)の規定を活用することにより、電子化を図ることで、オンライン化に対応可能

デジタル行政推進法やe-文書法の規定を活用した書面等の電子化を実現できる法体系への移行が必要

どうすればいいのか？

船員手帳への記載・証印等を求めている船員法の現行規定を見直すことにより実現可能

(※1)デジタル行政推進法:情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)

(※2)e-文書法:民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)

申請準備段階

申請・受理段階

提出・提示書類の作成

雇入(雇止)届出書
(船舶所有者記入)船員ID付記と
オンライン入力船員手帳
(船舶所有者記入)船員ID付記と
船員法 § 50③た
だし書に基づく書面海員名簿
(船舶所有者記入)

オンライン入力

資格証明書
(国交大臣交付)

船員IDと連携

オンライン申請

添付書類の準備

雇入契約書

就業規則

船舶国籍証書

漁船登録票

船舶検査証書

PDF作成(初回申請時のみ(変更した場合を除く。))

事前の情報登録/変更登録

船舶所有者
情報

- ID・メールアドレス・PW
- 労務管理事務所
- 就業規則

所属船舶
情報

- 各種証書等の情報
- 最長航行時間
- 各種特例許可

所属船員
情報

- ID・氏名・年少船員等
- 雇用関係
- 健康証明・保険加入
- 資格情報

届出時の情報入力

所属船舶の職務別に
船員を選択乗船/下船する
船員を選択

地方運輸局等

届出内容の審査後、承認

船員マイページ
(仮称)

乗船記録情報に登録

船舶所有者マイページ
(仮称)

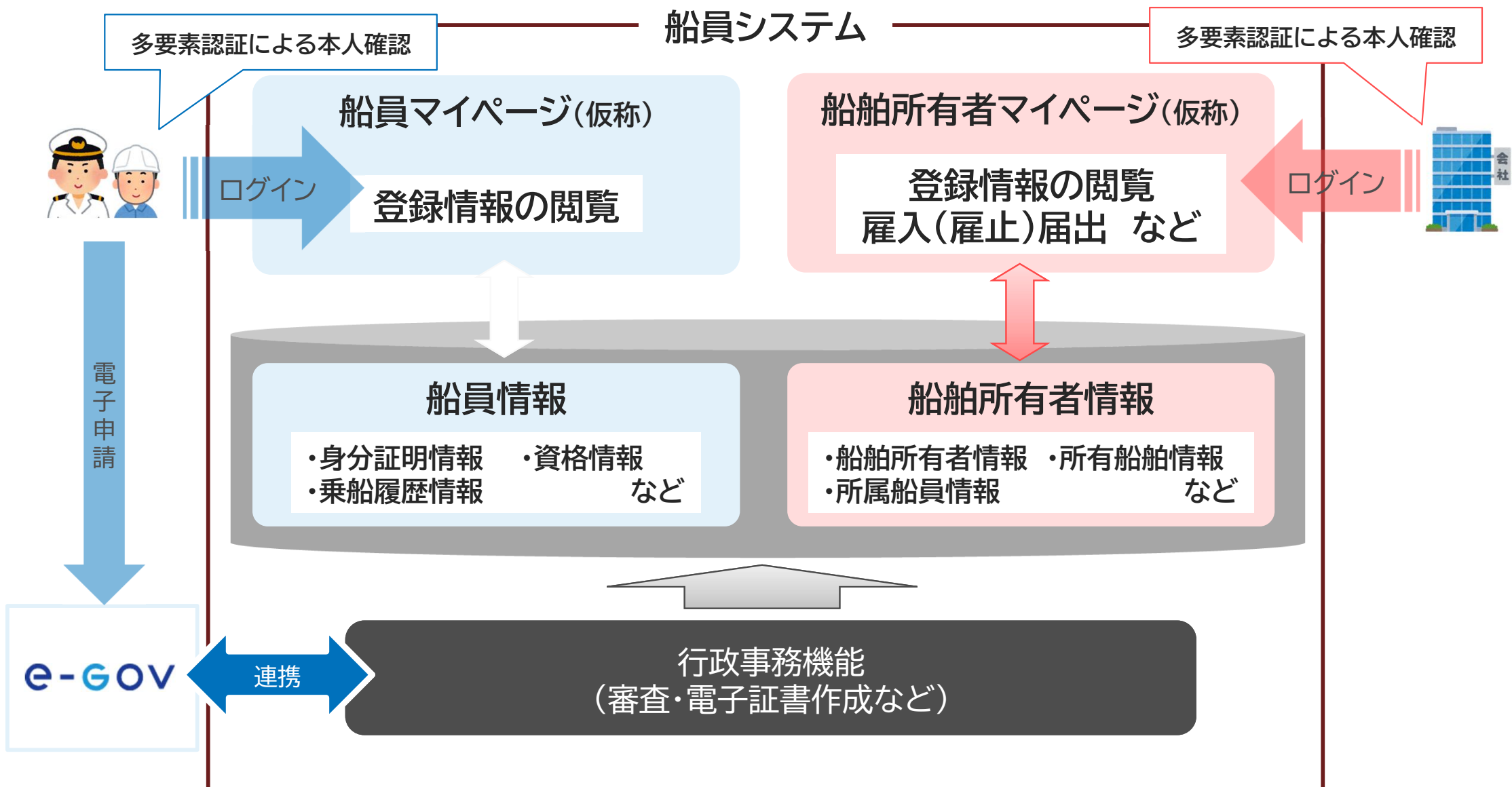
海員名簿を自動生成

船員ID(数桁の番号)と各書類を紐付けることで、情報と船員の一体性を確保

見直し後(オンライン申請)

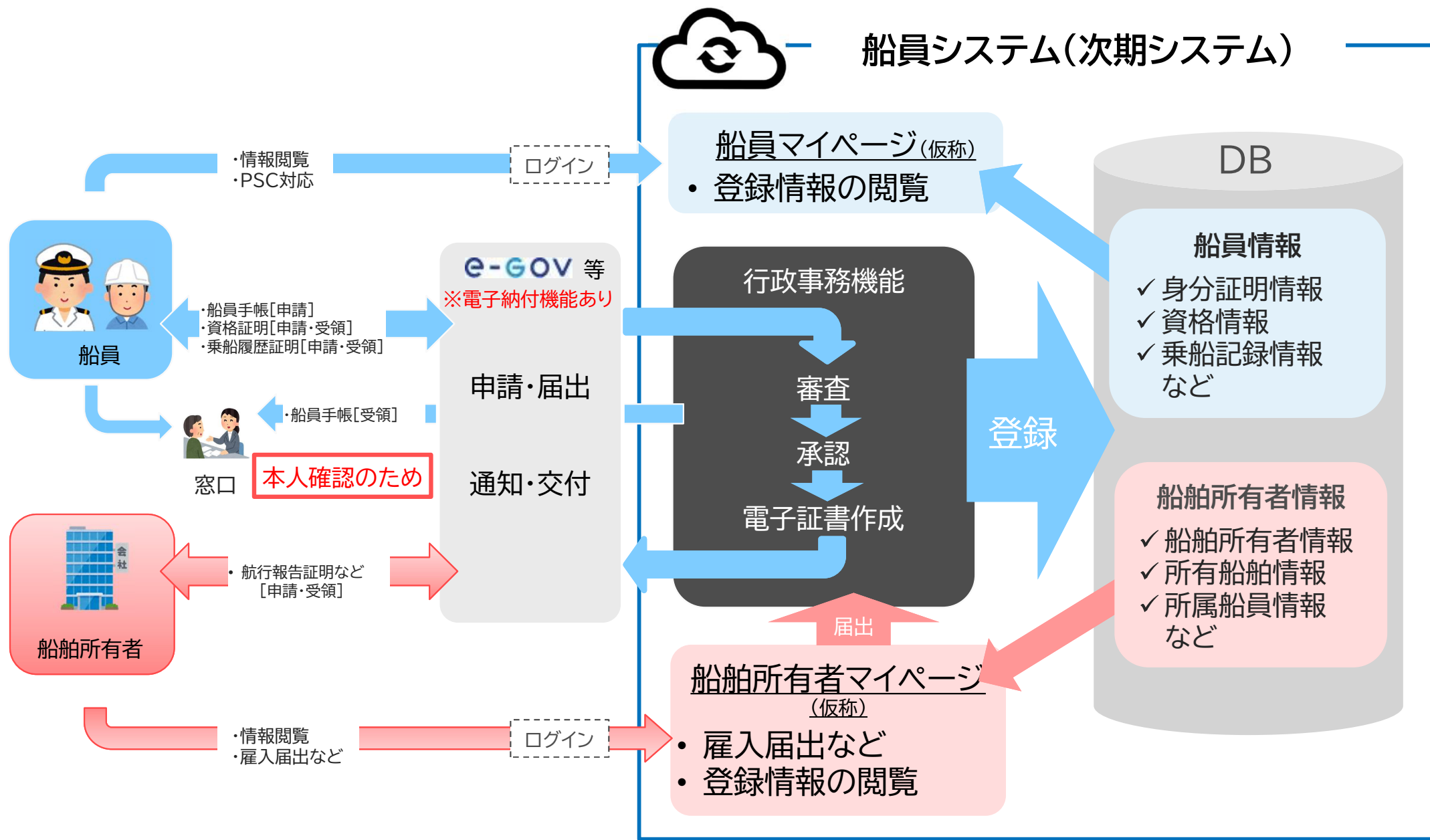
手続きのオンライン化に向けた対応

船員システムの構築とマイページの作成 ～概略～



手続きのオンライン化に向けた対応

船員システムの構築とマイページの作成 ～詳細～



手続きのオンライン化に向けた対応 船員手帳の見直し～概要～

現状

現行船員手帳

- 情報網羅型
- 記載事項に係る証印や官庁受理印等を受けるため地方運輸局等への出頭が必要



身分証明

官庁記事

船員法に基づく資格証明

雇入契約(乗船履歴)証明

社会保険加入記録

健康証明

労務管理記録【任意記載】

資格保有記録【任意記載】

デジタル化後

新船員手帳 (※新船員手帳は現行よりもコンパクト化する方向で、今後、サイズ・デザイン等を検討)



- ID/メールアドレス/パスワードを設定
- 船員MPへのリンクQRコードを掲載

- 記載事項は身分証明に係る機能に特化
- 現行の船員手帳が有している上陸・乗下船に係るパスポート同等機能を維持(官庁記事ページを維持/手帳の形態を存続)
- ID/メールアドレス/パスワードを設定して船員マイページと紐づけ
- 船員手帳には船員マイページへのリンク先QRコードを掲載し、デジタル化後の情報アクセス利便性を確保



船員手帳には船員マイページへのリンク先QRコードを掲載
PSCで求められる情報等へのアクセス利便性を確保

船員マイページ



- デジタル化後に国が管理する資格証明等に係る情報は、船員マイページから閲覧可能(多要素認証による本人確認など高いセキュリティレベルを確保)
- 現行の船員手帳記載事項のうちPSCで求められる資格証明、や雇入契約等に係る情報を網羅

オンライン化後の情報管理について

- 国はオンライン手続き情報を記録・管理し、権限を有する者のみが閲覧(マイページ)
- 現行の船員手帳に記載された行政手続情報は、引き続き船員個人で管理
- 労務管理記録は、船舶所有者の責務として管理し、船員に写しを交付

手続きのオンライン化に向けた対応

船員手帳の見直し～記載事項の取扱い～

様式	現行の船員手帳の記載事項	見直しの方向性
第1表	船員手帳番号	新船員手帳に記載される情報 ❑ 船員の身分証明のために必要最低限の情報として記載事項に存置 (※記載方法(現行は手書き)は今後検討) ❑ 諸外国での上陸・乗下船時に、官庁記事欄が利用されていることを考慮し存置
第2表	写真(不出頭者には身分不証明の表示)	
第3表	氏名・性別・本籍・生年月日	
第4表	交付日・有効期限日	
第5表	官庁記事	
第5表	航海当直部員等の資格証明(証印)	国が管理する情報(船員マイページで閲覧可) ❑ 航海当直部員等の資格に係る電子証明書 ❑ 雇入契約成立等の届出内容 ❑ 雇入届出の提出書類(保険・健康証明等)
第6・7表	雇入契約関係(雇入)	
第8～10表	労務管理記録(休日・休暇・予備船員)	
第11～13表	社会保険関係(船保・労災・雇用)	
第14～16表	健康証明書	国が管理しない情報 ❑ 労務管理記録簿の写し(船舶所有者が交付) ❑ 任意の情報
第17表	各種資格保有情報	
第18表	私用欄	

現 行 ： 健康証明書(船員手帳)

(三)		(十四)	
ふりがな 氏名及び性別 (旧姓) Name (Former surname)	男 女 male female	健康証明書 This certificate is issued under the provision of regulation 1/9 of STCW convention, 1978, as amended.	
本 籍		既往症 Medical history	喫煙の有無 Smoking 有 Yes 無 No
Nationality		服薬状況 Medication status	身長 Height cm
生 年 月 日	年 月 日	業務歴 Work history	体重 Weight kg
Date of birth			腹囲 Abdominal circumference cm
			BMI Body Mass Index
		自覚症状 Subjective symptoms	他覚所見 Objective Findings
		運動機能 Physical ability	色覚 Color vision (最近の検査日及び有効期限) (Date of last exam. and expiry date)
		裸眼視力(矯正視力) Distance vision unaided (Distance vision aided)	聴力 Hearing (最近の検査日及び有効期限) (Date of last exam. and expiry date)
		右 Right () 左 Left () 両 Combined ()	右 Right () 左 Left ()
		握力 Grip	血液型 Blood type
		右 Right 左 Left	

(十五)		(十六)	
血糖 Blood glucose	血糖値 Blood glucose level ヘモグロビンA1c HbA1c	食事後 時間 after meals hour	黄血 anemia
血中脂質検査 Blood lipid exam.	LDLコレステロール LDL cholesterol 中性脂肪 Triglyceride HDLコレステロール HDL cholesterol	血圧 Blood pressure	赤血球数 RBC 血色素量 Hb
肝機能検査 Hepatic function exam.	GOT Glutamic oxaloacetic transaminase GPT Glutamic pyruvic transaminase γ-GTP γ-glutamyl transpeptidase	心電図検査 Electrocardiogram exam.	撮影年月日 Date of photographing フィルム番号 Film No.
検便 Stool exam.	虫卵 Parasite egg ヘモグロビン Hemoglobin	判定 Diagnosis	判定年月日 Date of diagnosis 有効期限 Expiry date (1 year from diagnosis)
検尿 Urinalysis exam.	蛋白 Albumin 糖 Sugar	船員の署名 Signature of holder of this certificate	医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital
	かくたん検査 Sputum exam.		
	肺活量 Breathing capacity		

船員手帳の4つの様式が冊子として
一体化していることで証明
指定医が船員手帳に記載

見直し後 ： イメージ

- ✓ 船員手帳の記載事項からは削除
- ✓ 必要な情報を網羅した新たな様式に変更。指定医が記載し船員に交付
- ✓ 健康証明書の記載情報のうちPSCに必要な情報は雇入届出時にあわせて提出
- ✓ 提出された情報は船員マイページで閲覧可

健康証明書
This certificate is issued under the provision of regulation 1/9 of STCW convention, 1978, as amended.

氏名	性別	国籍	登録番号	所属
既往症	喫煙の有無	身長	体重	
服薬状況	色覚	聴力	聴覚	
	聴覚	聴覚	聴覚	
自覚症状	他覚所見	色覚	聴力	
運動機能	色覚	聴力	聴覚	
裸眼視力(矯正視力)	聴力	聴覚	聴覚	
聴力	聴覚	聴覚	聴覚	
血中脂質検査	LDLコレステロール	中性脂肪	HDLコレステロール	
肝機能検査	GOT	GPT	γ-GTP	
検便	虫卵	ヘモグロビン	蛋白	
検尿	糖	かくたん検査	肺活量	
判定	判定年月日	有効期限		
船員の署名	医師の署名並びに所属機関の住所及び印			